

下教学第711号
平成24年10月9日

保護者の皆様へ

下野市教育委員会教育長 古口 紀夫
下野市立吉田西小学校長 小堀 行雄

インフルエンザの治癒証明の取扱いについて

日頃より本市の教育活動に御理解御協力をいただきありがとうございます。

インフルエンザによる出席停止の解除について、現在下野市では、保護者の申し出による「インフルエンザに関する登校申出書」の提出を依頼していましたが、下記のとおり「治癒証明」の提出に切り替えることといたしました。

保護者の皆様の御理解をお願いいたします。

記

- 1 提出文書 < 新 > 「治癒証明」(医師による)
(平成21年10月まで実施していた従来の提出文書)
< 変更前 > 「インフルエンザに関する登校申出書」
- 2 変更期日 平成24年11月1日より
- 3 理由
 - ① 保護者による申出書は、平成21年厚生労働省による「新型インフルエンザによる外来患者の急速な増加に対する医療体制の確保について」に基づき、患者が蔓延している状況でも対応できるよう手続きを簡略化するものであったが、近年の患者数においては、医療機関による治癒証明の発行が可能な状況であるため。
 - ② 平成24年4月1日施行「学校保健安全法施行規則の一部改正」により、インフルエンザの出席停止期間の基準が見直され、見識のある医療機関での証明により蔓延防止に万全を期すため。
< 改正後 > 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
< 改正前 > 解熱した後2日を経過するまで

学校教育課

TEL (52) 1118

FAX (52) 2624